

# 令和3年度 支部建設業労働災害防止計画

## 建設業労働災害防止協会栃木県支部

本年度は、国が策定した「第13次労働災害防止計画」並びに、「第8次建設業労働災害防止5ヵ年計画（以下「中期計画」という）」が、いずれも4年目を迎え、更なる促進を図らなければならない。

協会本部においては、その中期計画初年度の状況を踏まえ、「2021年度建設業労働災害防止対策実施事項（以下「建災防実施事項」という）」が策定される。

当支部では、「建災防実施事項」はもとより、栃木労働局「第13次労働災害防止計画を推進するために」に基づき策定した「支部災防計画」並びに県内の労働災害の発生状況から、当年度の実施すべき事項を定め、支部・分会及び会員が一体となり総合的な労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### I 令和3年度支部基本方針

1. リスクアセスメントの普及促進と確実な実施
2. 労働安全衛生マネジメントシステム（コンパクトコスモス）の構築運用促進
3. 作業所体制に応じた統括管理の推進
4. 墜落・転落災害防止対策の徹底
5. メンタルヘルス対策の推進
6. 法令順守の徹底
7. 安全衛生活動の形骸化の排除

### II 令和3年計画目標

1. 会員の安全衛生水準向上のための安全衛生教育の実施（100%）  
※Ⅲ-1：支部（分会）が実施する事項の3の完全実施
2. コンパクトコスモスの構築研修の実施（50社）  
※コンパクトコスモス認定に向けた、Ⅲ-1：支部（分会）が実施する事項の4の(3)の推進

### Ⅲ-1 支部（分会）が実施する事項

支部（分会）は、会員が行う労働災害防止活動を支援し、労働災害防止対策の一層の推進を図るため、次の事業等を実施する。

1. 技能講習等の計画書の策定・広報活動と積極的な推進
  - (1) ニーズに対応した技能講習等実施計画書の策定及び広報と実施
  - (2) 技能講習、特別教育、各種安全衛生教育等の随時要請に応じた実施
  - (3) 関係企業への案内と受講機会確保の要請
  - (4) 機関紙（建災防とちぎ）の内容の充実と企業内閲覧の徹底
  - (5) 啓発用リーフレットの作成と配布
2. 新規安全衛生教育等の開講
  - (1) 「建築物石綿含有建材調査者講習」
  - (2) 「安全管理者等能力向上教育」
  - (3) 「小型車両系建設機械（整地・積込・運搬・掘削）特別教育」の開講
  - (4) その他、労働災害防止に資する教育等
3. 会員の安全衛生水準向上のための安全衛生教育の実施
  - (1) 安全管理者（安全管理者・安全衛生推進者）等能力向上教育

分会	会員数	比率	受講人数	実施日	会場
宇都宮	317	21.3	32	12/17	栃木県建設産業会館
鹿沼	123	8.3	12	8/30	日光総合会館
日光	133	8.9	14		
芳賀	130	8.7	13	11/26	栃木県建設産業会館
下都賀	281	18.8	28	5/31	下都賀建設会館
塩谷	99	6.6	10	9/2	那須烏山商工会館
那須	211	14.2	21		
烏山	42	2.8	4		
安蘇	86	5.8	9	11/17	足利建設会館
足利	69	4.6	7		
12/31現在	1,491	100.0	150		

## (2) 職長・安全衛生責任者教育

分会	受講人数	実施日	会場
宇都宮	19	10/4, 5	栃木県建設産業会館
鹿沼	7	10/26, 27	鹿沼商工会議所
日光	8		
芳賀	8	5/6, 7	栃木県建設産業会館
下都賀	17	6/17, 18	下都賀建設会館
塩谷	6	7/20, 21	那須烏山商工会館
那須	13		
烏山	3		
安蘇	5	8/24, 25	安蘇建設業協同組合会館
足利	4		
	90		

## (3) 職長・安全衛生責任者能力向上教育

分会	受講人数	実施日	会場
宇都宮	45	8/11	栃木県建設産業会館
鹿沼	17	5/28	日光総合会館
日光	19		
芳賀	18	10/1	栃木県建設産業会館
下都賀	39	4/9	下都賀建設会館
塩谷	14	9/1	塩谷建設会館
那須	30		
烏山	6		
安蘇	12	9/21	足利建設会館
足利	10		
	210		

## (4) 監理技術者・主任技術者安全衛生（統括管理）研修

分会	受講人数	実施日	会場
那須	13	5/27	那須建設会館
塩谷	6		
烏山	3		
宇都宮	19	10/15	栃木県建設産業会館
鹿沼	7		
日光	8		
芳賀	8		
下都賀	17	6/14	安蘇建設会館
安蘇	5		
足利	4		
	90		

## 4. 安全衛生教育等の重点的な推進

- (1) 「建設工事の職場環境改善実施担当者講習」
- (2) 「伐木関係特別教育改正に基づく補講教育」
- (3) 「フルハーネス型安全帯使用作業に係る業務特別教育」
- (4) 「コンパクトコスモス構築支援研修」

## 5. 安全衛生大会・研修等の開催と意識の高揚

## (1) 第56回全国建設業労働災害防止大会の参加

研修内容	開催月日	会場	参加者
総合集会	10/7	国立京都国際会館	支部長 担当副支部長 安全衛生委員 会委員
専門部会(建築・土木・安全衛生教育・低層住宅・コスモス・メンタルヘルス)	10/8		

## (2) 栃木地方産業安全衛生大会の参加

内容	開催月日	会場	参加者
大会・セミナー	新型コロナウイルスのため中止	宇都宮市文化会館	支部長 表彰受賞者、他

## (3) 令和3年度栃木県支部安全衛生大会の開催

内容	開催月日	会場	参加者
大会・セミナー	新型コロナウイルスのため中止	※各分会+造園、設備、舗装経営者セミナーの開催へ	正副支部長 分会長 安全衛生委員 会委員 表彰受賞者 各分会代表委員、他

## (4) 分会・団体における安全衛生セミナー等の開催

分会・団体	開催月日	会場	参加者
10分会	未定	未定	分会長、分会会員、他
舗装・設備・造園各協会			

## (5) 新規入会時研修の実施

内容	開催月日	会場	参加者
・建災防組織・活動紹介 ・事務関係等の説明 ・経営者セミナー	4/23 10/2	栃木県建設産業会館	新規入会経営者

## (6) 経営者セミナーの開催

実施主体	開催月日	会場	参加者
支部（各分会+造園、設備、舗装）	随時	各分会等にて設定した場所	会員経営者 (前年度欠席者の参加を勧奨すること)

(7) 安全指導者等派遣

内 容	実施日	場 所	参加者
会員のための改善指導	随時	店社・作業所	会員・協力会社等

(8) 講師派遣

内 容	実施日	場 所	参加者
企業安全衛生大会等	随時	要請者の指定会場	会員・非会員等
団体大会・セミナー等			協会員
発注者研修等			職員等
高校(安全衛生教育)		高校	生徒

(9) 店社並びに作業所改善指導

内 容	実施日	場 所	参加者
安全診断・改善指導	随時	店社・作業所	会員・協力会社等

6. 合同安全衛生パトロール

主催分会・団体	支援分会等	実施月	場 所
宇都宮	烏 山	8~2月 随時調整	随時調整
鹿 沼	日 光		
日 光	鹿 沼		
芳 賀	足 利		
下都賀	安 蘇		
塩 谷	那 須		
那 須	塩 谷		
烏 山	宇都宮		
安 蘇	下都賀		
足 利	芳 賀		
設 備	正副委員長		
造 園			
舗 装			

7. 分会安全衛生パトロール

主催分会・団体	会員数	実施予定作業所数 会員数×30%	実施月日
宇都宮	317	95	随時
鹿 沼	123	37	
日 光	133	40	
芳 賀	130	39	
下都賀	281	84	
塩 谷	99	30	
那 須	211	63	
烏 山	42	13	
安 蘇	86	26	
足 利	69	21	
	1,491	448	

8. 安全衛生委員会並びに検討部会の活用

- (1) 支部基本方針並びに計画目標達成のための対策の検討
- (2) 諮問機関としての諸問題への対応
- (3) 実施事項の評価検討と改善案の提示等

9. 安全衛生活動における女性の参加

- (1) 「安全衛生促進員による女性応援隊(なでしこ隊)」の活動

年度	予 定		行 事	活動内容	担当	
	月日					
3	5 / 中	旬	定例会議、研修	実績検討会、能力向上教育	全員	
	10 / 5		衛生週間	パトロール	各班	
	2 / 14		バレンタイン	〃	各班	
	随時			分会大会・セミナー	聴講	全員
				分会パトロール	分会と調整	
			選択研修(必須)	1 講座		

10. 墜落・転落災害重点対策

- (1) フルハーネス型安全帯の普及促進
- (2) 足場の設置が困難な作業における安全設備の設置と安全帯の使用の徹底
- (3) 足場の点検と記録の実施

11. ヒューマンエラー災害(つまずき・転倒、高齢者等)重点対策

- (1) 「5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)運動」の徹底
- (2) 見える化の促進
- (3) KYの形骸化の排除と「カモシカ運動」の推進
- (4) 作業所における半日教育の充実支援(建設従事者教育の普及促進)

12. 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

※指定団体：[公益社団法人 全国鉄筋工事業協会/栃木県鉄筋工事業協会]
◎安全衛生大会の開催等による意識啓発
◎個別指導(3社)：[3回/社：安全診断改善指導、作業所パトロール、社員研修等]
◎集団指導・技術研修会[2回以上]
◎パトロール[2回以上]

13. 入会促進

- (1) 関係団体等への入会案内と支援
  - \*元方事業者による関係請負人への入会勧奨
  - \*発注者による建災防会員の評価へ向けての活動促進
  - \*2号会員の加入促進

### Ⅲ-2 安全衛生委員会が実施する事項

委員会は、支部が行う労働災害防止活動を立案し、実施に当たり分会を支援し、労働災害防止対策の確実な展開を図るため、次の事業等を実施する。

#### 1. 安全衛生計画の立案と実施支援

- (1) 当該年度の安全衛生計画の立案
- (2) 安全衛生計画の確実な実施指導

#### 2. 安全衛生大会の立案と実施運営

- (1) 安全衛生大会の立案
- (2) 安全衛生大会の実施運営

#### 3. 安全指導者の活用と支援

- (1) 安全指導者の育成と活用
- (2) 専任安全指導者制度の効果的な運用調整

#### 4. なでしこ隊の活用と支援

- (1) なでしこ隊による活動の立案と実施運営

#### 5. 支部・分会合同パトロールの立案と実施支援

- (1) 合同パトロールの立案
- (2) 合同パトロールの実施箇所の分会との調整と選定
- (3) 改善指導を要する作業所への支援

#### 6. 安全衛生教育・研修の立案と実施支援

- (1) 分会における教育・研修の立案
- (2) 教育・研修実施における分会との調整と支援

#### 7. 労働災害防止に対する発注者による会員の評価対策

- (1) 労働災害防止の観点から会員の活動に対する評価対策
- (2) COHSMSの認定促進
- (3) 会員全体の安全衛生水準向上対策

#### 8. その他労働災害防止対策

- (1) 公共工事における労働災害防止対策としての建設従事者教育実施促進
- (2) 関係請負人への指導と育成
- (3) その他

### Ⅲ-3 安全指導者が実施する事項

安全指導者は、本部会長の委嘱により、協会の行う現場指導及び集団指導を担当する。

#### 1. 専任安全指導者の創設

- (1) 専任安全指導者（日光・鹿沼担当）の活動開始
- (2) 安全指導者の育成（関係法令又は元方指針に基づく統括管理等の研修を実施するもの）
- (3) 現場指導（現場のパトロール等安全衛生指導を行い、安全指導者の指導力向上を図るもの）
- (4) 店社指導（現場のパトロール結果に基づく店社の改善指導を実施するもの）

#### 2. 安全指導者制度の推進

- (1) 安全指導者研修の定期開催

内 容	実施日	場 所	参加者
・能力向上研修	8 / 3	栃木県建設	安全指導者
・事例発表 等	12 / 6	産業会館	

- (2) 会員からの要請に応じた安全衛生の指導
- (3) 分会における安全衛生担当者等に対する研修の実施
- (4) 支部主催講習会の講師
- (5) 支部分会活動の推進

### Ⅳ 会員が実施する事項

会員は、労働災害の撲滅を図るため、「建災防実施事項」に基づき、自主的安全衛生活動を積極的に実施する。

#### 1. 2021年度建設業労働災害防止対策実施事項の遵守

#### 2. 安全衛生管理体制の確立

- (1) 労働安全衛生法に基づく実態に即した店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立
- (2) 安全衛生方針の表明、計画目標の設定、安全衛生計画の作成・実施・評価
- (3) 統括管理の徹底
- (4) 「会員証」の掲示

#### 3. 無資格就労の防止と安全衛生教育の実施

- (1) 技能講習、作業主任者、特別教育等に係る有資格者の充足
- (2) 各分会にて実施する「安全管理者（安全管理者・安全衛生推進者）等能力向上教育」「職長・安全衛生責任者教育」「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の計画的受講
- (3) 安全衛生教育推進要綱（通達）に基づく危険有害業務の従事者に対する安全衛生教育及び能力向上教育の実施又は受講
- (4) 法令で定められた雇入れ時教育、作業内容変更時教育（入所時等）等の実施

#### 4. 安全衛生大会・セミナーの開催又は参加

- (1) 会員企業・協力業者による安全衛生大会等の開催促進
- (2) 支部・分会における安全衛生大会・セミナーへの参加

#### 5. 安全衛生パトロール等の実施

- (1) 経営首脳者等による自社工事現場の安全衛生パトロール実施（原則、毎月1回以上）
- (2) 現場代理人、職長等による担当現場の安全衛生パトロールの随時実施及びリスクアセスメントを用いた評価・改善措置

#### 6. 建設業三大災害防止対策

- (1) 「墜落・転落」災害防止対策
  - ① 労働安全衛生規則に基づく足場・開口部等からの墜落・転落防止対策、点検の実施
  - ② 保護具（保安帽・安全帯）の完全着用
- (2) 「崩壊・倒壊」災害防止対策
  - ① 工作物の解体等における作業計画の作成と作業主任者等による指揮・監督の徹底
  - ② 切土法面の点検要領の習得と点検の実施
- (3) 「車両系建設機械等」災害防止対策
  - ① 法定作業計画書の作成と周知
  - ② 車両系建設機械等の作業半径内立ち入り禁止措置及び誘導者配置の徹底
  - ③ クレーン機能を備えた車両系建設機械の安全作業の周知徹底

#### 7. 「交通労働災害」による災害防止対策

- (1) 交通労働災害防止ガイドラインの周知徹底
- (2) 現場に赴く経路（通勤経路を含む）の危険マップの作成及びその周知徹底
- (3) 入所時並びに半日教育における交通労働災害防止教育の徹底
- (4) 現場内での速度制限、安全標識並びに待避所の設置、路肩の保持等の計画的な実施
- (5) 路面の凍結等によるスリップ事故防止（急な運転操作の禁止、冬用タイヤの履替え等）

#### 8. リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 店社、作業現場における計画作成時の「リスクアセスメント」の確実な実施
- (2) 協力業者に対する着手前「リスクアセスメント」の特定の指導・支援

#### 9. 建設業安全衛生マネジメントシステムの構築

- (1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入・構築
- (2) ニューコスモス又はコンパクトコスモスの認定取得

#### 10. 作業環境管理、作業管理、健康管理の推進

- (1) 職場における労働者の健康障害防止のための作業環境中の種々な有害要因の除去対策、有害物質等による労働者の影響を削減するための作業方法の改善、保護具の適正な使用等の徹底
- (2) 健康障害を未然に防止するための関係法令で定める雇入れ時健康診断、一般定期健康診断、特殊健康診断（じん肺、有機溶剤等、石綿等）の実施及び有所見者の再検診の促進
- (3) 改正された振動障害総合対策予防対策指針に基づく教育指導の実施
- (4) 職業性疾病予防対策の実施及び関係する各種「ガイドライン」等の周知徹底（石綿による健康障害の防止対策、粉じん障害防止対策、酸素欠乏症等防止対策、騒音障害防止対策、職場における腰痛予防対策、熱中症予防対策、メンタルヘルス対策、化学物質のリスクアセスメント等）

